

奈良県立磯城野高等学校同窓会会則

(名称)

第1条 この会は、奈良県立磯城野高等学校同窓会と称し、事務局を奈良県立磯城野高等学校内に置き、会長の承認を得て必要に応じ地方支局を設置することができる。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と研鑽をはかるとともに、本校の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 雑誌の発行及び会員名簿の編纂に関する事業
- (2) 会員の親睦と研鑽に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
 - 一 奈良県立農林学校農科卒業生
 - 二 奈良県立磯城農学校卒業生
 - 三 奈良県立田原本高等学校卒業生
 - 四 奈良県立北和女子高等学校卒業生
 - 五 奈良県立田原本農業高等学校卒業生
 - 六 奈良県立磯城野高等学校卒業生
 - 七 前一号の学校に在籍し卒業と見なし得る者
- (2) 特別会員
本校の現教職員及び旧教職員

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 本部役員
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名
 - 三 幹事 若干名
 - 四 会計監査 2名
 - 五 会計 3名
 - 六 庶務 3名
- (2) 地区役員
- (3) 常任幹事及び年次幹事

(役員を選出)

第6条 役員は会員より選出し、総会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌するとともに会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 幹事は、この会の重要事項について協議し、会長の特命事項にあたる。
- 5 会計監査は、この会の会計事務の監査を行う。
- 6 会計は、この会の会計事務にあたる。
- 7 庶務は、この会の事務にあたる。
- 8 地区委員は、地区会員相互並びに会との連絡にあたり重要事項を協議する。
- 9 常任幹事は、年次会員相互並びに会との連絡にあたり重要事項を協議する。
- 10 年次幹事は、クラス会員相互並びに会との連絡にあたり必要に応じて会員移動の報告を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は3年とする。ただし、再任は妨げない。役員が退任したときは後任者の選任があるまでその職にあるものとする。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問・常任相談役)

第9条 名誉会長は、会長経験者とする。

- 2 顧問は、会長が役員会の議を得て推薦する。
- 3 常任相談役は、会長が役員会の議を得て副会長の中から推薦する。
- 4 名誉会長、顧問及び常任相談役は会長の諮問に応じる。

(会議)

第10条 この会は次の会議を持つ。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第11条 総会は年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 総会は事業計画・事業報告・予算決算の承認、役員の仕事の承認、会則の変更、その他重要事項を協議決定する。
- 3 議決は出席会員の過半数をもって行う。
- 4 議長は副会長が務める。

(役員会)

第12条 役員会は必要に応じ会長が召集する。役員5名以上の要求があるときは、会長は役員会を召集しなければならない。

- 2 役員会は予算決算の審議、事業の企画その他会務上の重要事項を協議する。
- 3 会務の運営上緊急を要する事項の処理については、役員会において決定し、次の総会において報告しなければならない。

第13条 地区委員、常任幹事及び年次幹事は必要に応じて開催し所管事項について協議し、その結果を役員会に報告する。

(経費)

第14条 この会の会計は、入会金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 正会員は、会費3,000円を終身会費として入会時に納めるものとする。

(会計年度)

第15条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第16条 本会則に規定のない事項については、会長が役員会に諮った上決定する。

附 則

- 1 奈良県立北和女子高等学校同窓会（芙蓉の会）会則（昭和57年4月1日施行）は廃止する。
- 2 奈良県立田原本農業高等学校同窓会会則（昭和29年4月28日施行）は廃止する。
- 3 この会則は平成19年11月16日から施行する。